

Harmony - news & topics 2012.03

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



「65歳まで再雇用義務付け」法案を国会提出へ

～政府が閣議決定～

希望者全員を65歳まで再雇用する制度の導入を企業に義務付ける「高齢者雇用安定法改正案」が、3月9日に国会に提出されました。来年4月の施行に向けて、今国会での成立を目指すとしていますが、成立した場合は、企業にとって大きな負担となります。

～経過措置の内容～

企業にとっては人件費の負担が大きくなるため、改正法案においては、経過措置が設けられています。すなわち、男性の年金支給開始年齢が61歳となる2013年度（昭和28年4月2日生以降）から、最終的に65歳になる2025年度まで「12年間」をかけ、段階的に企業への義務付けを進めるとしています。企業としては、改正法施行を見据え、対策を考えていく必要があります。

◆改正法案の概要

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止**
継続雇用制度の対象となる高齢者を、事業主が労使協定で定める基準によって限定できる仕組みを廃止します。
- 2 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大**
継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲を、グループ企業にまで拡大する仕組みを設けます。
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入**
高齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設けます。
- 4 「高齢者等職業安定対策基本方針」の見直し**
雇用機会の増大の目標の対象となる高齢者を65歳以上にまで拡大します。

TOPIX

●労働者派遣法改正案が衆議院を通過（3/8）

直接雇用みなし規定の創設やマージン率の公開義務付けなどが盛り込まれた「労働者派遣法改正案」が衆議院本会議で可決された。参議院でも今月中に可決され、成立する見通し。

●有期雇用規制等の「労働契約法改正案」を労政審に諮問（2/29）

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みの導入などを盛り込んだ「労働契約法改正案」の要綱を労働政策審議会に諮問した。

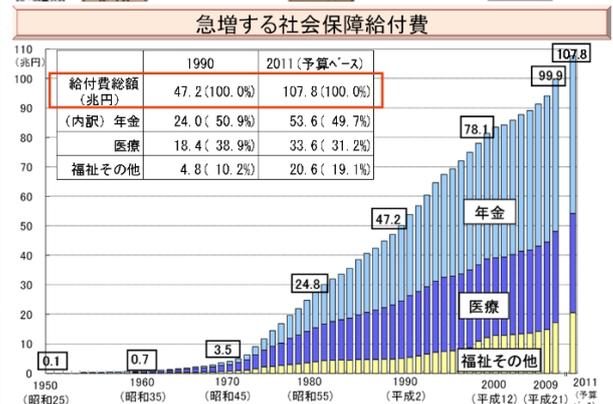
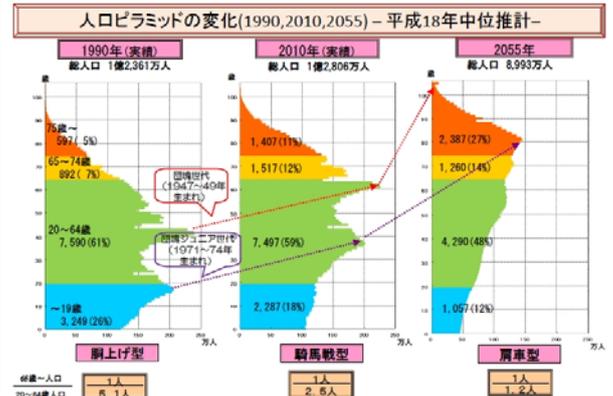
〔関連リンク〕労働政策審議会に対する「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」の諮問について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000023yqs.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200001z63l.html>

門田より 雇用に関する分野の法改正、改正検討の諮問、国会審議等、それぞれの場面で続々行われています。労務管理諸策、人件費予算等に関わることが多々ありますので注目していきます。あわせて始まっているのが「税と社会保障の一体化」です。社会保障制度の維持・改善のために本当に必要なことが議論されることを期待しながら、発信される情報を興味深くみています。

税と社会保障の一体化～背景 厚労省ホームページで見ることができます。



2001年11月より皆様にご愛顧いただきました、

門田 修司法書士行政書士事務所
門田陽子社会保険労務士事務所 は、

2012年4月1日に、
Harmony 司法書士事務所
Harmony 行政書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所

に名称を変更いたします。

皆様とともに、この震災復興の時期を踏みしめ前に進んでいくため、職員一同、研鑽を重ね、精一杯業務に取り組んでまいります。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。

2012年3月
司法書士・行政書士 門田 修
社会保険労務士 門田陽子

Harmony – news & topics 2012.03

※発行:2012年3月10日 ※編集・構成:合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

☎ TEL:022-271-6751 ㊟ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

📖 スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>